八王子市耐震化促進アドバイザー登録手続き要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣事業要綱及び八王子市 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣事業要綱に基づき、八王子市分譲マンショ ン耐震化促進アドバイザー及び八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー(以下 「八王子市耐震化促進アドバイザー」という。)の登録手続きについて必要な事項を定めるものと する。

(定義)

- 第2条 八王子市耐震化促進アドバイザーとして登録を希望する者は、市長に対し、登録の申請を することができる。
- 2 前項の申請は、八王子市耐震化促進アドバイザー登録申請書(第1号様式)に、保有資格に係る 証明書類(写し)を添えて提出しなければならない。

(登録)

- 第3条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次のいずれかの要件を 満たし、これを職業とすると認めたときは、八王子市耐震化促進アドバイザーとして登録するも のとする。ただし、分譲マンション耐震化促進アドバイザー登録については、市内に居住してい る者又は市内に勤務している者とする。
 - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士の資格を有する者
 - (2) マンションの管理の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第149号)に基づくマンション管理士
 - (3) その他市長が、前2号に掲げる者と同等の専門的知識及び経験を有すると認めた者 (欠格事項)
- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、八王子市耐震化促進アドバイザーの登録を受けることができない。
 - (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることが無くなった日から起算して 2 年を経過しない者
 - (4) 第12条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
 - (5) 八王子市暴力団排除条例第2条に規定するもの

(決定通知等)

第5条 市長は、第3条の規定に基づき、八王子市耐震化促進アドバイザーとして登録すると決定 したときは八王子市耐震化促進アドバイザー登録通知書(第2号様式)により、登録しないと決 定したときは八王子市耐震化促進アドバイザーとして登録しない旨の通知書(第3号様式)によ り、それぞれその旨を申請者に通知する。

(登録簿)

第6条 市長は、前条の規定により登録すると決定した者を八王子市耐震化促進アドバイザー登録

簿(第4号様式)に登載するものとする。

(報告)

第7条 前条の登録簿に登録した者が、建築士法第10条の26又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条の5による登録の更新を受けたときは、登録の更新を受けたことを証明する書類の写しの提出により市長に報告する。

(登録事項の変更)

第8条 八王子市耐震化促進アドバイザーは、八王子市耐震化促進アドバイザー登録申請書又は八 王子市耐震化促進アドバイザー登録簿に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を 市長に登録事項変更届(第5号様式)により届け出なければならない。

また、八王子市耐震化促進アドバイザー登録を取り消す場合は、八王子市耐震化促進アドバイザー登録取消申出書(第6号様式)により届け出なければならない。

(八王子市耐震化促進アドバイザーの公表)

第9条 市長は、八王子市耐震化促進アドバイザーの氏名及び専門分野を記した図書を所管課窓口 に備え付け、市民の閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

(登録期間)

第10条 八王子市耐震化促進アドバイザーの登録期間は、第6条の登録簿に登載した日の属する年の翌々年の3月31日までの間とする。ただし、終了の1か月前から更新の手続きをすることができる。

(秘密保守義務)

- 第 11 条 八王子市耐震化促進アドバイザーは、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、八王子市耐震化促進アドバイザーの登録期間の終了後も同様とする。
- 2 八王子市耐震化促進アドバイザーは、業務に関して知り得た情報について、市からの要請があれば、その情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 市長は、八王子市耐震化促進アドバイザーの業務の公平かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、八王子市耐震化促進アドバイザーに対し業務に関し必要な報告を求めることができる。

(登録の取消)

第12条 市長は、八王子市耐震化促進アドバイザーがこの要綱に違反したとき、登録申請書の内容に虚偽があったとき、その他八王子市耐震化促進アドバイザーとしてふさわしくない行為があったときは、登録期間中であってもその登録を取消すことができる。

附則

- 1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。